

加須市子ども読書活動推進計画

加須市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の主旨

1 計画策定の目的	1
2 計画の関連図	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2

第2章 計画の基本方針

1 基本方針	3
2 計画推進のための施策の体系図	4～5

第3章 計画の内容と推進のための施策

1 家庭・地域における推進	6～8
2 保育所・幼稚園・学校等における推進	9～12
3 図書館における推進	13～16

参考資料 1. 図書館の現状	17～18
2. 児童・生徒の読書についてのアンケート調査	19～24
3. 子ども読書活動の推進に関する法律	25～27
4. 加須市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱 ...	28～29

第1章 計画策定の主旨

1 計画策定の目的

近年、私たちを取り巻く社会環境は高度情報化、少子高齢化、核家族化などめまぐるしく変化し、大人だけではなく、子どもの心身の発達や生活環境などに大きな影響を与えています。とりわけ、テレビやインターネット、コンピュータゲーム等のさまざまな情報メディアの発達や普及などにより子どもの「読書離れ」が指摘されています。

第51回読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によると、1か月間（平成17年5月）に読んだ書籍（教科書、マンガ、雑誌等は除く）の平均冊数は小学生7.7冊、中学生2.9冊、高校生は1.6冊となっており、小学生は前回調査（平成16年）と同じですが、中・高校生は減少しています。一方、1か月間に本を1冊も読まなかった「不読者」は、小学生は6%、中学生は25%、高校生は51%に及んでいます。

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。

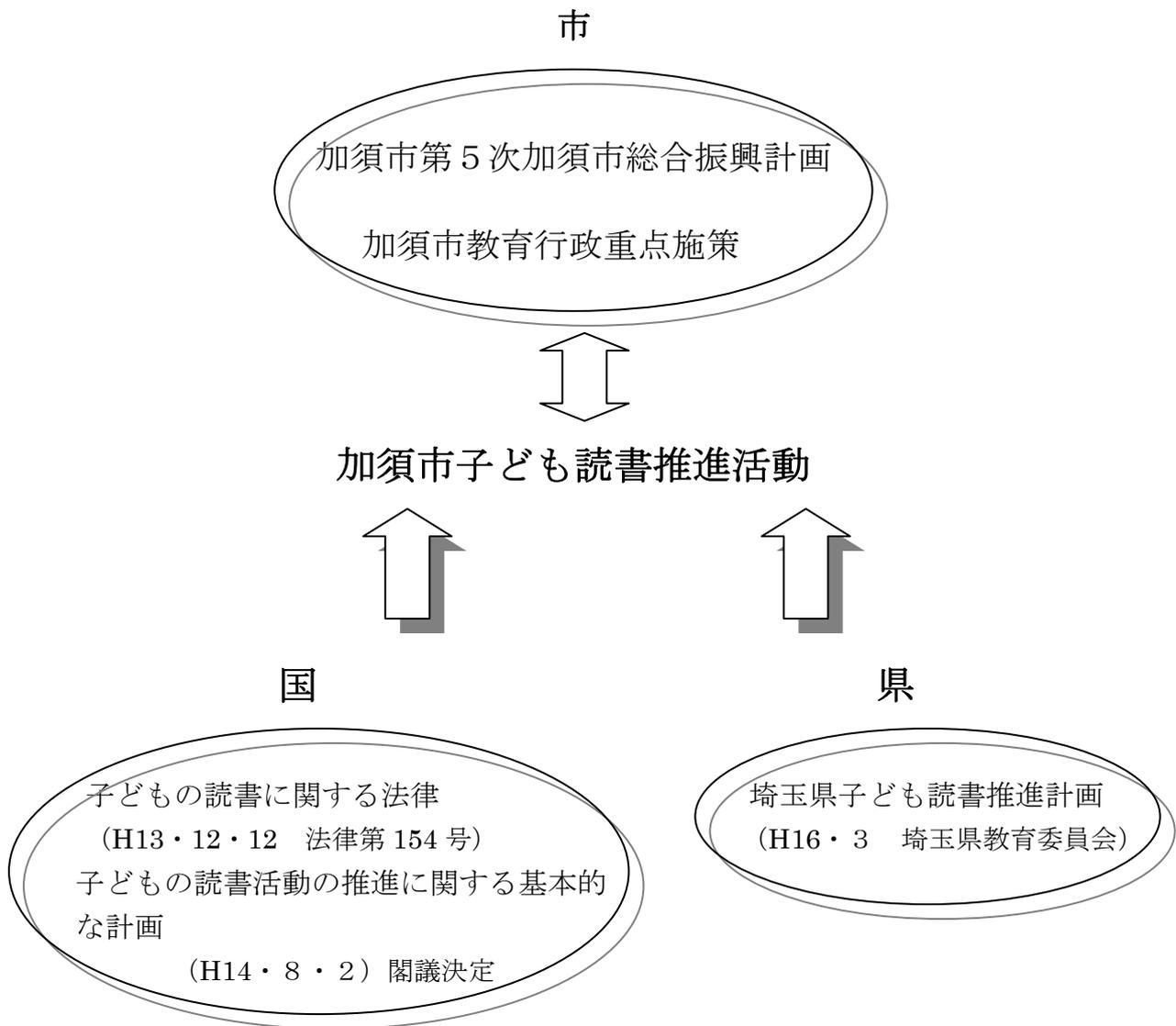
政府はこのような子どもの読書の価値を認識し、積極的に読書環境の整備を図るため、平成13年12月に「子どもの読書に関する法律」を制定しました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、読書を通して、子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

そして、平成14年8月には、この法律に基づき施策を推進するため、「子ども読書活動推進計画」を定めました。

それを受け、埼玉県においても平成15年11月に「埼玉県子ども読書活動推進計画（案）」が公表され、平成16年3月に計画が策定されました。

そして、本市では、「第5次加須市総合振興計画」による「誰もがいつでも楽しく学ぶ」生涯学習の推進や加須市教育行政重点施策「豊かな心を育む教育の推進」との整合性を図り、「加須市子ども読書活動推進計画」を策定しました。この計画に基づき、次世代を担う心豊かな子どもたちを育成するため、子ども読書活動の充実と環境の整備に努めていきます。

2 計画の関連図



3 計画の期間

平成19年度から平成23年度の5年間とします。

4 計画の対象

計画の対象は、おおむね18歳以下の子どもとします。

第2章 計画の基本方針

1 基本方針

本来、読書は自ら親しむものであり、行政で法律や計画を作り、強制や干渉するものではありません。しかし、子どもの「読書離れ」が言われる現在、子どもたちがたくさんの本と出会って本のおもしろさや楽しさを知り、豊かな読書体験をして人生をより深く生きる力を身につけるためには、読書活動の推進が不可欠です。

そのため、本市では下記の3項目を基本方針とするとともに、この計画を定めることにより、積極的にこのような読書活動を推進いたします。

1. 家庭・地域における読書活動の推進
2. 保育所・幼稚園・学校等における読書活動の推進
3. 図書館における読書活動の推進

2 計画推進のための施策の体系図

【基本の方針】

I 家庭・地域における読書活動の推進

【推進の柱】

【主な施策】

1 家庭における推進

- ①絵本との親子ふれあい事業
- ②子育てに係わる人を対象とした啓発

2 地域における推進

- ③子ども読書普及活動に係わる団体やグループの支援と養成
- ④地域文庫や家庭文庫の支援
- ⑤地域における読書環境の整備

II 保育所・幼稚園・学校等における読書活動の推進

【推進の柱】

【主な施策】

3 保育所・幼稚園における推進

- ①図書館司書、ボランティアの協力
- ②保育士・教員による読み聞かせ
- ③図書コーナーの充実
- ④保護者への読書に関する啓発運動

4 学校における推進

- ⑤図書館司書、ボランティアの協力
(再掲)
- ⑥学校図書館の図書の充実
- ⑦児童・生徒の学校における読書活動
- ⑧保護者への読書に関する啓発運動
(再掲)
- ⑨障がいのある子どもたちへのサービス
- ⑩図書のデータベース化

Ⅲ 図書館における読書活動の推進

【推進の柱】

【主な施策】

5 図書館における推進

- ①児童書の計画的な整備
- ②調べ学習や総合的な学習の場として児童・生徒の受け入れ
- ③保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校への団体貸出
- ④絵本との親子ふれあい事業（再掲）
- ⑤子ども向け図書館だよりや市の広報誌での子どもの本の情報提供
- ⑥子どもの読書普及活動に係わる団体やグループの支援と養成（再掲）
- ⑦児童奉仕担当職員の専門性の向上

第3章 計画の内容と推進のための施策

1 家庭・地域における読書活動の推進

今、子どもの生活の場である家庭は核家族化が進み、保護者の勤務形態の多様化などにより、子育ての負担が大きくなり、読書への働きかけをする余裕のない家庭や、両親と過ごす時間が少ない子どもたちもいます。また、「少子化」や「児童虐待」など、親子のコミュニケーションの希薄化による子どもをめぐるさまざまな問題が表面化しています。

生涯にわたって子どもが読書習慣を身につけるには、幼いときからいかに本に親しんだかが重要な要素となります。それには、子どもの保護者や周りの大人が、読書の意義や重要性を理解し、子どもの読書への働きかけをすることが必要です。特に、自発的に本を手にとることのできない乳幼児期には、保護者が子どもに語りかけたり、絵本を読み聞かせたりするなど、子どもと共に本に親しむことが大切です。

保健センター、公民館、読み聞かせボランティア、また、地域文庫や家庭文庫（地域のボランティアが地域の集会所や家庭などに読書施設を設置）等の関係機関においても、子どもの読書に関する理解を深め、子どもが本と親しむ機会を提供し、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たすことが期待されます。



〔加須市の現状及び課題〕

本市では、平成16年度より保健センターと市立図書館、地域のボランティアが協力して、乳児とその保護者に対して、家庭で0歳児から絵本に親しむことができるよう、絵本との親子ふれあい事業を始めました。現在、この事業では、健診時に絵本と保護者に薦める絵本のリストを手渡し、乳幼児期から保護者が絵本を通した親子のふれあいの大切さについて理解し、実践できるように働きかけています。

平成17年度は、毎月の9～10か月児健診で延べ44名のボランティアが参加し、243名の親子に絵本の読み聞かせや図書の紹介などを行いました。

図書館では、ボランティア団体の「たんぼぼ」が木曜日に、「おはなし文庫ラビット」が土曜日に、中央図書館のおはなしコーナーで絵本の読み聞かせやおはなし（昔話等を覚えて子どもに語る）を行っています。

平成17年度は143回開催され、延べ2,681名の参加がありました。

また、地域文庫の「レオ文庫」、家庭文庫の「花崎モモ文庫」、「ホビット文庫」では、本の貸出だけではなくおはなし会を開催し、地域の子どもたちに親しまれています。

しかし、一部の家庭を除き、多くの家庭では、保護者が子どもによい読書環境をつくり、子どもが日常的に本に親しむ時間をつくるのが困難な状況にあります。今後、家庭や地域での働きかけと読書環境の整備を行う必要があります。

〔施策〕

- (1) 0歳児とその保護者を対象に絵本との親子ふれあい事業を推進します。

絵本との親子ふれあい事業は多くの0歳児がはじめて絵本に出会う機会でもあります。健診時に絵本と保護者に薦める絵本のリストを手渡し、ボランティアがメッセージを伝えたり読み聞かせをしたりすることにより、絵本を通して親子がふれあい、楽しい時を過ごすことの大切さを伝えます。

- (2) 子育てに係わる人を対象に読書の重要性について啓発します。

保健センターにおける健診等に参加する人を対象に、乳幼児期における絵本を通じた親子のふれあいの大切さについて伝えていきます。

- (3) 子どもの読書普及活動に係わる団体やグループの支援と養成を推進します。

子どもの読書普及活動に係わる団体やグループを対象に研修会や講演会を実施し、ボランティアが活動しやすい環境の整備をします。

- (4) 地域文庫や家庭文庫の支援を推進します。

地域文庫「レオ文庫」と家庭文庫「ホビット文庫」、「花崎モモ文庫」を、地域の小さな図書館として積極的に支援します。

- (5) 地域における読書環境の整備を推進します。

公民館と図書館との連携を強化し、その地域の子どもたちの身近な読書環境の整備を推進します。

2 保育所・幼稚園・学校等における読書活動の推進

保育所や幼稚園は、乳幼児にとって初めての集団生活をするところであり、みんなで絵本や物語を見たり聞いたりする楽しさを経験する場でもあります。保育士や教員が年齢に応じた絵本や物語等を読み聞かせることを通して、読書の喜びを共有する機会となり、喜びや悲しみ、不思議さなどさまざまな感情に触れながら豊かな心が育まれていきます。

このように、幼い頃に絵本と出会う楽しさや喜びを知ることは、読書習慣の基礎を身に付けることにつながります。

学校における読書活動では、文字が読めるようになって自分で読む楽しみを覚え、興味にあった読書の幅を広げていくことができます。また、学ぶための読書が始まり、図書館の使い方や情報の調べ方についての基礎を学ぶ時期でもあります。学校図書館の活用により、子どもたちの主体的な学習活動や読書活動の充実が期待されます。

さらに、保育所や幼稚園、小・中・高等学校等の各段階において、段階に応じた読書を保育士・教員・学校図書館司書が支援することは、乳幼児・児童・生徒が日常において自主的な読書習慣を形成することにつながります。



〔加須市の現状及び課題〕

本市では、教育行政重点施策の一つとして、「豊かな心を育む教育の推進」を挙げています。

保育所や幼稚園では、絵本の貸出による親子読書の推進や絵本の読み聞かせを実施しており、幼稚園では、保護者や地域のボランティアが定期的に読み聞かせやおはなしの活動をしている園もあります。しかし、日常的に絵本に親しむためには、保育士や教員が日々の保育活動のなかで絵本や物語を読み聞かせることが大切です。

小学校や中学校では、全ての学校で、始業前や昼休み等に、校内で一斉に読書をする「全校一斉読書」が行われ、読書習慣の形成を図っています。

読書活動の取組としては、図書館司書やボランティア、保護者などの協力により絵本の読み聞かせやブックトーク（本の紹介）を行っています。また、読書感想文コンクールを実施して、読書の楽しさや魅力を伝え、豊かな心を育む活動を推進しています。

現在、司書教諭については、12学級以上の学校に配置することが義務付けられています。市内の12学級以上の学校は、小学校11校の内6校、中学校5校の内3校で、義務付けられた全校に司書教諭が配置され、学校図書館の充実に努めています。

今後は、各学校の実態を踏まえ、図書館やボランティア、保護者などと連携した読書活動の推進を図ることが求められています。

また、学校図書館の図書は充実しているとはいいがたく、子どもたちにとって読みたい本がいつでも手に取れる環境ではありません。しかし、「読書についてのアンケート調査」（参考資料2）では、多くの児童・生徒が読書する場所として学校を挙げていることから、子どもたちにとって身近にあり、必要な時にいつでも利用できる学校図書館の図書の整備をしていくことが課題となっています。

蔵書のデータベース化については、加須南小学校1校のみでしかありません。学校図書館の蔵書のデータベース化を推進し、学校間での図書の共有を図り、有効活用していくことも求められます。

また、障がいのある子どもたちの読書活動を進めるためには実情を把握し、関係する機関が連携し、図書や環境の整備を推進することが必要です。

〔施策〕

- (1) 図書館司書、ボランティア、保護者の協力を推進します。
図書館司書やボランティア、保護者の協力をより強化し、図書の整理や修繕等を行うほか、読み聞かせやおはなし、ブックトークを通し、園児・児童・生徒に読書の楽しさや魅力を伝えるとともに、読書への興味付けを推進します。
- (2) 保育士・教員による読み聞かせの実施を推進します。
保育士・教員が自ら読み聞かせをして、子どもがより多くの絵本とふれあうように推進します。
- (3) 保育所・幼稚園の図書コーナーの充実を推進します。
園児の読書に活用できるよう、図書コーナーの整備を推進します。
- (4) 保育所・幼稚園・学校において、保護者への読書に関する啓発活動を推進します。
保育所・幼稚園・学校から保護者に向けて、保護者懇談会等で読書活動をテーマにし、読書に関する啓発に取り組み、子どもの読書の大切さについて伝えていきます。
- (5) 学校図書館の図書の充実を推進します。
児童・生徒の読書の時間や学習資料の活用に対応できるよう、図書の整備を推進します。
- (6) 児童・生徒の学校における読書活動を推進します。
児童・生徒が読書の幅を広げ豊かな心を育めるように、日々の読書活動の指導・支援による読書機会の増加を図るとともに、図書館等との連携のもと全校一斉読書を実施し、また、読書感想文コンクールなど、読書活動を推進します。
- (7) 障がいのある子どもたちのサービスを推進します。
障がいのある子どもたちについては、一人ひとりの障害の種類や程度、発達段階に応じた適切な図書の整備と、きめ細かな読書指導を推進します。

(8) 図書データベース化を推進します。

学校図書館の図書データベース化を推進し、学校間での資料の共有を図り、有効活用します。

3 図書館における読書活動の推進

図書館は、子どもが自分の意思で自由に本を選び、読書をしたり、調べものをしたり、また、本を無料で借りたりできる場所です。そして保護者にとっては、子どもに与えたい本を選んだり、子どもの読書に関して相談したり、親子で読書のできる場所でもあります。

また、図書館では、おはなし会の実施や、テーマを決めて集めた本の展示、広報誌の発行をしています。

さらに、子どもの読書普及活動に係わる団体やグループへの支援として、図書館ボランティアの研修会開催など、ボランティアの学習の機会を提供しています。

学校等との連携では、子どもが身近な場所で読書に親しめるよう、図書館ボランティアや図書館司書がおはなしや絵本の読み聞かせに出向いたり、団体貸出を行ったり、読書への動機付けのためのブックトークに出向いたりしています。

このように図書館は子どもの読書活動を推進するために重要な役割を果たしています。



〔加須市の現状及び課題〕

平成16年度11月に開館した中央図書館には、児童カウンターやおはなしコーナーが設置され、乳幼児のための授乳コーナー、親子トイレを備えており、児童コーナーの設備は充実しています。また、中・高校生向けには、青少年コーナーを設置しています。

児童担当の司書は2名で、児童書の選定や読書相談、ボランティアと協働して「おはなし会」を開催しています。週2回開催される「おはなし会」は乳児から大人まで多くの人に楽しまれています。

学校支援では、学校を訪問し、おはなしや絵本の読み聞かせ、ブックトークなどを行い、子どもたちに読書の楽しさを伝えています。

また、市内の全小・中学校を通して子ども向けの図書館だよりを発行し、子どもたちへ新刊本やお薦めの本を紹介し、読書活動を促進しています。

しかし、子どもの読書を推進するためには、このような啓発活動だけではなく児童書の整備が欠かせません。新刊本の購入だけでなく、内容的に優れ、深い感動を与える本は基本図書として常時利用できる状態にするために複本で用意しておくことが不可欠です。また、総合的な学習や調べ学習に対応するためには、常に新しい情報や一人ひとりの子どもの年齢や理解力にあった図書が必要です。

さらに、現在、学校教育においては、郷土に関する調べ学習が多く行われています。しかし、郷土に関する資料は大人向けの図書が多く小学生に対応したものはあまりありません。児童向け郷土資料の整備・充実が必要です。

〔施策〕

- (1) 児童書の計画的な整備を推進します。

新刊書に限らず基本的な図書の整備をします。また、総合的な学習や調べ学習に対応できるよう図書を充実させます。
郷土資料においては積極的に収集し、児童・生徒に提供します。
- (2) 調べ学習や総合的な学習の場としての児童・生徒の受け入れをします。

学校図書館で対応のできない図書を整備し、市立図書館を調べ学習や総合的な学習の場として提供します。
- (3) 保育所・幼稚園・小学校・中学校などを対象に団体貸出を推進します。

より多くの子どもたちに、本との出会いの場を提供するため、団体貸出を積極的に実施し、保育所、幼稚園、学校を支援します。
- (4) 0歳児を対象に絵本との親子ふれあい事業を推進します。(再掲)

絵本との親子ふれあい事業は、多くの0歳児がはじめて絵本に出会う機会でもあります。健診時に、絵本と保護者に薦める絵本のリストを手渡し、ボランティアがメッセージを伝えたり読み聞かせをしたりすることにより、絵本を通して親子がふれあい、楽しい時を過ごすことの大切さを伝えます。
- (5) 子ども向けの図書館だよりや市の広報誌で子どもの本の情報を提供します。

読書の啓発を図るため、市の広報誌で新刊書の案内を毎月していきます。市内の全小・中学校を通して子ども向けの図書館だよりを配布し、新刊書やお薦めの図書などを紹介していきます。また、乳幼児の保護者向けに、保護者に薦める絵本のリストを配布していきます。

(6) 子どもの読書普及活動に係わる団体やグループの支援と養成を推進します。(再掲)

子どもの読書普及活動に係わる団体やグループを対象に、研修会や講演会を実施します。子どもと本に関する図書や雑誌を充実させ、子どもの読書についての相談に応じます。また、ボランティア間の情報交換や交流の場を設け、ボランティアが活動しやすい環境の整備をします。

(7) 児童奉仕担当職員の専門性の向上を推進します。

司書の資質向上のため、専門的な知識や技能の養成を図り、研修会への参加や自主研修に努めます。

【参考資料】 1

図書館の現状（平成17年度）

（1）蔵書冊数

	一般書	児童書	参考資料	郷土資料	合計
中央図書館	76,842	30,100	5,185	8,329	120,456
不動岡図書館	49,093	28,394	1,957	74	79,518
合計	125,935	58,494	7,142	8,403	199,974

※他に雑誌が203種類で全5,313誌所蔵

（2）貸出冊数

	一般書	児童書	郷土資料	雑誌	合計
中央図書館	148,755	79,460	322	12,915	241,452
不動岡図書館	27,174	16,017	8	1,218	44,417
合計	175,929	95,477	330	14,133	285,869
(内市民への貸出)	(160,498)	(90,639)	(274)	(12,759)	(264,170)

（3）年齢別児童書貸出冊数

年齢	0～6	7～12	13～15	16～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	合計
貸出冊数	17,910	28,033	3,590	1,334	6,176	19,612	12,309	3,946	1,874	693	95,477

（4）登録者数

	児童	一般	合計
市内	3,694	21,257	24,951
市外	176	2,357	2,533
合計	3,870	23,614	27,484

※「児童」は12歳以下の者

※市外は広域(行田市・羽生市・騎西町・北川辺町・大利根町・鷲宮町)在住者、在勤、在学者

(5) 年齢別利用者数 (開館日数 中央図書館 298日・不動岡図書館 284日)

年齢	0～6	7～12	13～15	16～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	合計
中央	4,278	8,188	2,915	2,986	9,843	9,894	10,710	10,842	6,164	3,777	69,597
不動岡	498	1,188	405	411	1,082	1,523	1,671	2,266	1,337	1,225	11,606
合計 (内 市民)	4,776 (3,592)	9,376 (9,237)	3,320 (3,242)	3,397 (3,192)	10,925 (10,008)	11,417 (10,600)	12,381 (11,796)	13,108 (12,516)	7,501 (7,052)	5,002 (4,874)	81,203 (76,109)
一日 平均	16.2	31.7	11.2	11.4	36.8	38.6	41.8	44.4	25.4	17.0	274.5
年齢別 利用率 (%)	5.9	11.5	4.1	4.2	13.5	14.1	15.2	16.1	9.2	6.2	100

【参考資料】 2

「児童・生徒の読書についてのアンケート調査」結果

(1) 調査期間 平成18年10月11日～23日

(2) 調査対象校、学年及び人数

調査対象校	学年	人数	調査実施率 (%)
小学校 (4校)	5年生	107	15.7
中学校 (5校)	2年生	169	22.5
総 計		276	19.3

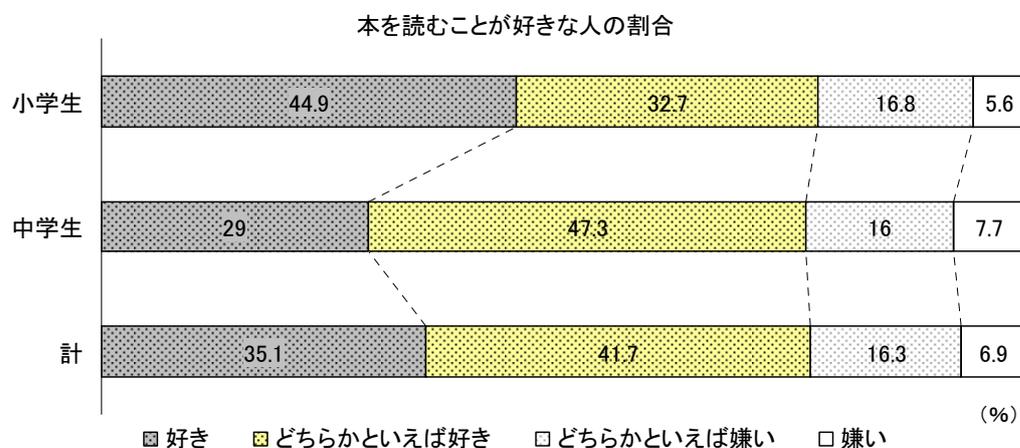
(3) 回答状況

		質問 1	質問 2	質問 3	質問 4	質問 5	質問 6	質問 7
小 学 校	依頼人数	107	107	107	107	107	107	107
	回答人数	107	107	106	107	107	106	107
中 学 校	依頼人数	169	169	169	169	169	169	169
	回答人数	169	169	169	169	169	169	169

(4) 調査結果

【質問1】あなたは本を読むことが好きですか。

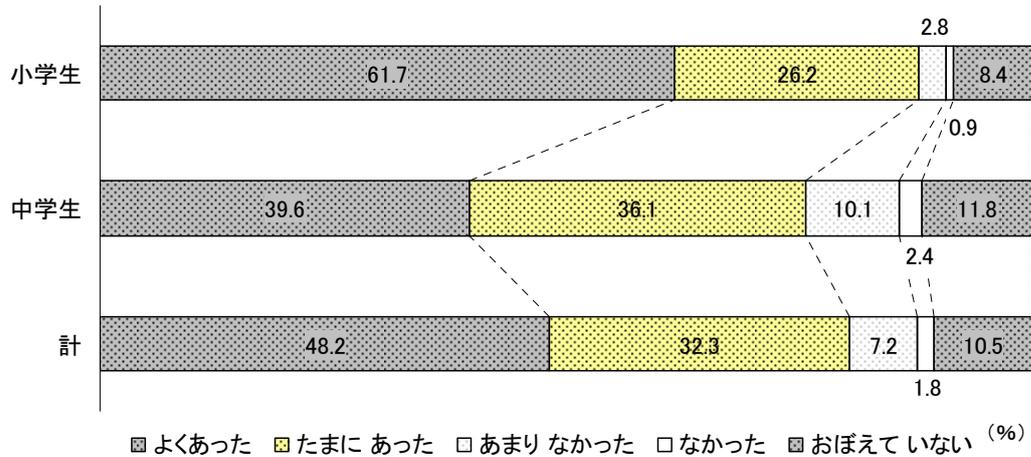
	好き	どちらかといえば好き	どちらかといえば嫌い	嫌い	計
小学校	48	35	18	6	107
中学校	49	80	27	13	169
計	97	115	45	19	276



【質問2】あなたは小さいとき家の人や保育所、幼稚園の先生などに本を読んでもらったことがありますか。

	よくあった	たまにあった	あまりなかった	なかった	おぼえていない	計
小学校	66	28	3	1	9	107
中学校	67	61	17	4	20	169
計	133	89	20	5	29	276

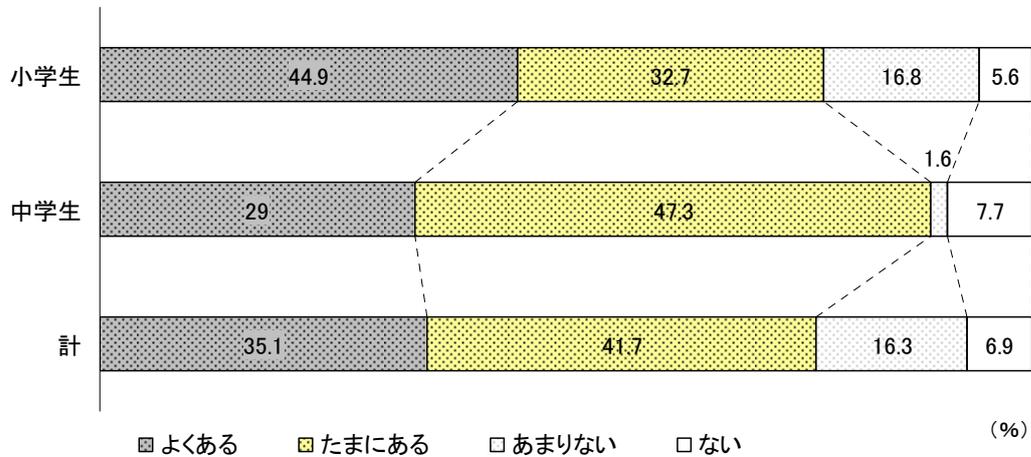
本を読んでもらった経験



【質問3】今までに、家の人や友だち、先生などと本の内容について話をしたことがありますか。

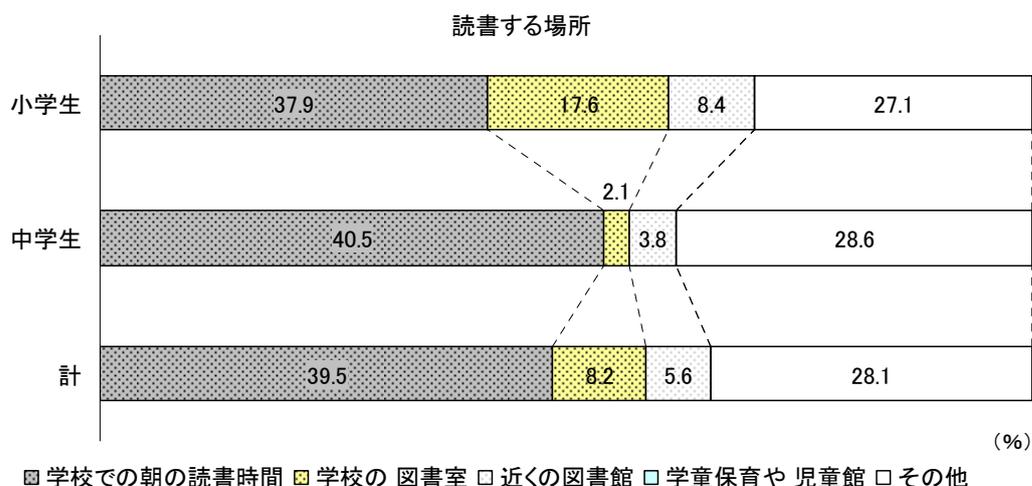
	よくある	たまにある	あまりない	ない	計
小学校	48	35	18	6	107
中学校	49	80	27	13	169
計	97	115	45	19	276

本の内容についての会話



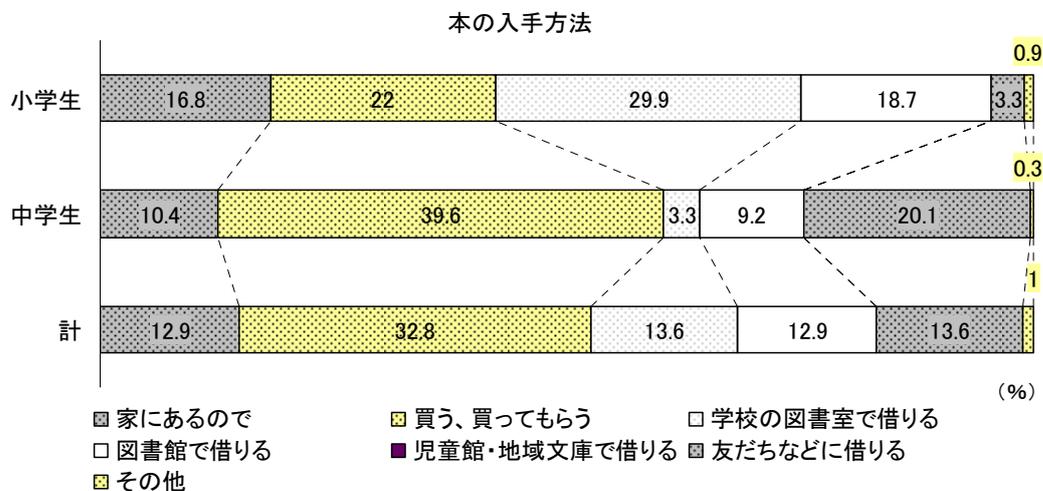
【質問4】あなたは本を読むとき、どこで読むことが多いですか。 2つまで選んでください。

	学校での朝の読書時間	学校の図書室	近くの図書館	学童保育や児童館	その他(自宅等)	計
小学校	81	38	18	0	58	195
中学校	137	7	13	0	97	254
計	218	45	31	0	155	449



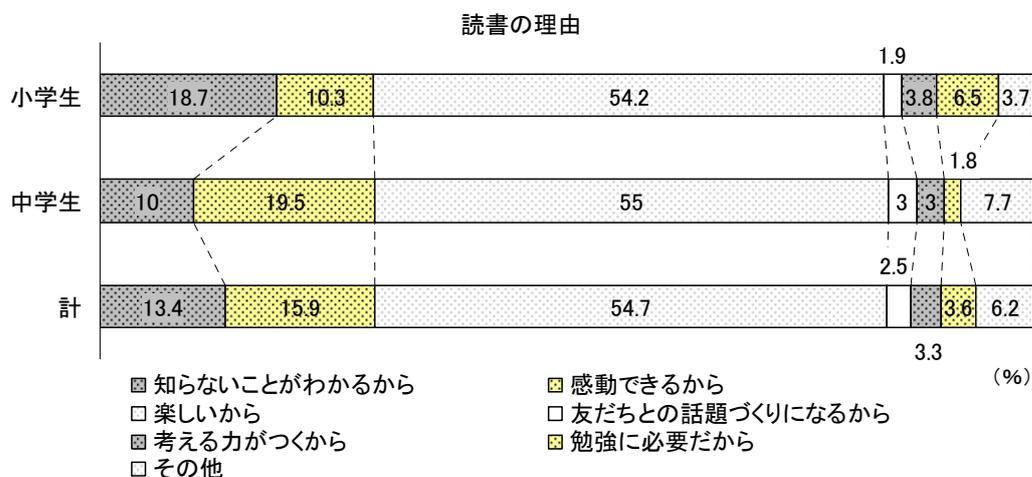
【質問5】あなたは本を読むとき、その本をどのようにして手に入れることが多いですか。 2つまで選んでください。

	家にあるので	買う 買ってもらう	学校の 図書室で 借りる	図書館で 借りる	児童館・ 地域文庫 で借りる	友だち などに 借りる	その他	計
小学校	36	47	64	40	0	7	2	196
中学校	35	134	11	31	0	68	1	280
計	71	181	75	71	0	75	3	476



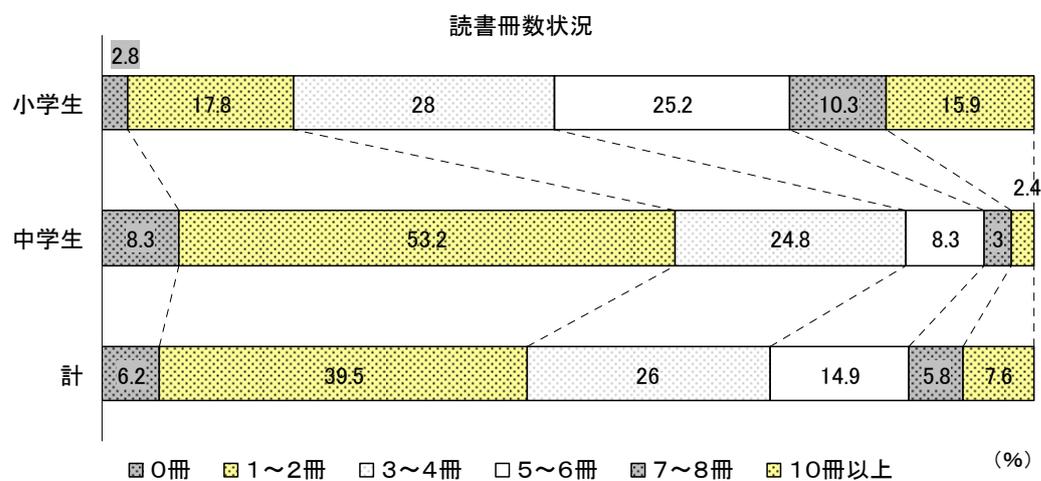
【質問6】あなたが本を読むのはどうしてですか。最もあてはまるものを1つ選んでください。

	知らないことがわかるから	感動できるから	楽しいから	友だちとの話題づくりになるから	考える力がつくから	勉強に必要だから	その他	計
小学校	20	11	58	2	4	7	4	106
中学校	17	33	93	5	5	3	13	169
計	37	44	151	7	9	10	17	275



【質問7】あなたは今年の9月に、本を何冊ぐらい読みましたか。読んでいる途中でも1冊に入れてください。

	0冊	1～2冊	3～4冊	5～6冊	7～8冊	10冊以上	計
小学校	3	19	30	27	11	17	107
中学校	14	90	42	14	5	4	169
計	17	109	72	41	16	21	276



【参考資料】 3

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連

携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう務めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう務めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう務めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

【参考資料】 4

加須市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、加須市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「子ども読書活動推進計画」という。）を策定するため、加須市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、生涯学習部長を、副委員長は、中央図書館長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、委員長の命を受けて委員会の事務に従事する。

(作業部会)

第5条 検討委員会に付議する事案について必要な事項を調査研究するため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、中央図書館長をもって充て、部会員は、別表第2に掲げる者で、当該所属長又は教育研究会学校図書館教育研究部相談役の推薦があったものとする。

(会議)

第6条 検討委員会及び作業部会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、必要があると認めるときは、部会員の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(計画の決定)

第7条 子ども読書活動推進計画の決定は、教育委員会の議を経て行うものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会及び作業部会の庶務は、中央図書館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、生涯学習部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月7日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

生涯学習部長
総合政策部企画政策課長
健康福祉部子育て支援課長
健康福祉部保健センター所長
生涯学習部庶務課長
生涯学習部生涯学習課長
生涯学習部中央図書館長
学校教育部学校教育課長
教育研究会学校図書館教育部相談役

別表第2 (第5条関係)

総合政策部企画政策課主事
健康福祉部子育て支援課主幹
健康福祉部保健センター主査
生涯学習部庶務課係長
生涯学習部生涯学習課主幹
学校教育部学校教育課課長補佐
生涯学習部中央図書館館長
生涯学習部中央図書館主幹
学校教育研究会国語教育研究部員及び学校図書館教育研究部員